



令和4年10月27日

一般社団法人東京経営者協会会長

富田 哲郎 殿

東京労働局長



建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減
を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

近年の東京都内の労働時間の現状については、全産業の中で建設業が最も長くなっています。また、職業別常用有効求人倍率については、建築・土木・測量技術者及び建設・土木の職業とともに倍率が高く、建設業において人手不足の状況が認められます。

建設業において将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制を始めとした働き方改革の推進によって、働きたいと思えるような魅力ある職場づくりを行っていくことが急務となっています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）において、罰則付きで規定された時間外労働の上限規制については、建設業において、令和6年3月31日まで適用猶予されており、それまでに長時間労働削減が求められているところです。

このため、東京労働局においては、建設業の長時間労働削減に関する自主的な取組が促進されるよう「建設業における時間外労働の上限規制の適用に向けた働き方改革推進総合対策」を策定し、重点的に周知啓発等に取り組んでいます。

建設業における働き方の見直しに向け、今後、工事施工者等において、所定労働時間の枠組みの見直し、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定、人材確保・育成などの取組が進んでいくものと考えられますが、そのような取組を進めるためには、発注者等においても、工事発注にあたって、労働時間に関する法制度の理解及び工事施工者等への配慮が不可欠です。

貴団体におかれましては、これまでにも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、下請等協力事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。